

2016年4月26日

法務大臣 殿  
大阪入国管理局 局長殿

RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)  
大阪府高槻市大手町 6-24  
TELFAX 072-684-0231  
MAIL rafiqtomodati@yahoo.co.jp

## 要望書

大阪入管に収容中の〇〇さんの処遇について及び収容について以下の内容を要望いたします。

1. 〇〇さんについて4月20日仮放免申請の不許可の通知があった。私たちの支援難民が仮放免不許可直後に大村入国管理センターへの移送されたケースが続いているが、次の理由で移送しないように、又は移送を見合わせるようにすること。

① 大村入国管理センターへの移送を行わない事。

私たちが知る限り、2013年4月以降、大阪入管での収容が2ヵ月を超え、6ヵ月を超えることが非常に多くなっている。この収容の長期化に加え、被収容者が、大村入国管理局に移送されているケースが多く見られる。大村に移された場合、家族の面会が事実上不可能になる。難民申請者も支援者からの支援を事実上受けることができなくなる。

被拘禁者取扱いのための標準最低規則「Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners」(被拘禁者取扱い最低規則)の37項「外部との接触」は「被拘禁者は、必要な監督下で、手紙と面会の両方によって定期的に家族と評判の良い友人との通信を認められなければならない」と規定している。

また、「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則 (「Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment」)の原則19は「抑留又は拘禁の下にある者に対して、法律または合法的な規則によって指定された合理的な条件と制限を前提として、特に、家族による面会および通信を受ける権利を保証し、外部との通信を行なう十分な機会を与えなければならない。」家族の面会を事実上不可能にすることは、こうした原則に反している。難民の場合も、立証を支援することを申出ているNGOが存在するにもかかわらず、その支援を受けることを事実上不可能にすることは、「申請者は、(…)当局に事案を提

出するに当たり必要な便宜を与えられなければならない」とう UNHCR 難民認定ハンドブックの要請にも反する。

特に難民を收容し退去強制令書を出すことは、難民条約 33 条「ノン・ルフールマンの義務」に違反する。

逃亡の恐れがなく仮放免後の支援体制もある難民申請者に対しては早急に仮放免を行うこと。

- ② 仮に何らかの理由で大村入国管理センターに移送にするとしても熊本地震が収束するまでは見合わせる事。

2016 年 4 月 14 日から続く熊本地震では、入国管理センターのある大村市でも震度 3 を記録した、その後も多くの地震が起こっており、大村市の震度 3 以上の地震だけでも 16 日 1 時 25 分頃分に震度 5 弱、同日 1 時 46 分ころに震度 4、同日 3 時 3 分ころ震度 3、17 日 3 時 55 分頃震度 3、17 日 9 時 48 分ころ震度 3、17 日 17 時 02 分震度 3、18 日 20 時 12 分 震度 3、19 日 17 時 56 分震度 3、が記録されている。

今回の地震については気象庁始め専門家も予想がつかないと言っている。

この地震が収束し移送経路とセンターの施設の点検が終了するまでの大村までの移送は危険と思われる。想定以外の事態にならないように人命を考え、移送について一時停止を行ってほしい。

また、大村入国管理センターの施設点検と避難準備等を收容者に周知し予想が出来ない事態になっても対応できるように希望する。（特に多言語での避難の説明と避難訓練の実施。）

2. 速やかに医師の診察を受けさせること。また、入所時の健康診断を行うこと。

入管施設での死亡事故がある、体調不良の被收容者の申し出があった時には、職員が判断せずに速やかに医師の診察を受けさせること。

また医療通訳を付け診療内容などを本人に理解できるようにすること。

医師の診断なしに薬が投与された事例がある。これについて調査し報告を行うこと。

3. 食品の差し入れを許可すること。

西日本入国管理センターでは食品の差し入れが許可されていた。体調不良者や宗教上の理由などで弁当が食べられない人もいる西日本入国管理センターの基準の食品の差し入れは保安上も問題ないと思われるので許可すること。

以上